



2024年6月28日

各位

会社名 株式会社 ヤシマキザイ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高田 一昭
(コード番号: 7677 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 阿部 昌宏
(TEL 03-4218-0096)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2024年6月28日付で関東財務局に提出いたしました2024年3月期の内部統制報告書において、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備の一部が当連結会計年度においても是正されていない状況であることから、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社において識別された開示すべき重要な不備

(決算財務報告プロセスに係る内部統制)

前連結会計年度に当社の財務経理部門における連結決算プロセス上の点検事項に含めるべき項目が整備されていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策として当社は亞西瑪(上海)貿易有限公司(以下、「ヤシマ上海」とする。)における会計・決算に関するリスクを踏まえて、連結決算チェックリストにチェック項目を追加して運用してまいりました。

しかしながら、ヤシマ上海に係る連結決算プロセスにおける当社の財務経理部門の連結子会社への方針指示等を行う担当者と連結決算作業担当者間の連携ミスによる会計処理の誤りが発見されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

連結子会社(ヤシマ上海)において識別された開示すべき重要な不備

(決算財務報告プロセスに係る内部統制)

前連結会計年度に決算作業プロセスにおける債権評価について、債権の滞留状況をチェックする手続及び債権評価ルールとして、貸倒引当金の個別設定ルールが整備できていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の債権債務の残高確認手続をマニュアルに反映し、当該手続を実施しました。また、決算時に債権の滞留状況をチェックする手続及び債権の相手先別の入金遅延期間に応じて債権に対する一定割合を貸倒引当金として計上するルールを整備し、運用してまいりました。

しかしながら、特定の得意先に対する債権について、マニュアルに定めた滞留状況のチェック及び残高確認手続を実施した際に識別された差異の解消のために、得意先と相互に取引内容を確認する手続が期末決算手続中に完了しませんでした。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

(業務プロセスに係る内部統制 (販売プロセス))

前連結会計年度に販売業務に係るプロセスのうち、売上計上に関する内部統制として、売上計上の時期、金額を示す証憑類が具備されていることを、売上計上処理担当者以外の第三者が承認する統制手続が整備されていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の販売業務における売上計上に係る内部統制の強化を目的として、同社を重要な事業拠点とした上で、販売プロセスを評価対象に追加しました。

しかしながら、売上計上の要件となる証憑類の具備に関するルールが、通常取引パターン以外の事例まで含めてカバーできておらず、特定の得意先に対する販売取引において、売上計上時期の誤りが識別されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

(業務プロセスに係る内部統制 (棚卸資産管理プロセス))

前連結会計年度に棚卸資産管理に係る業務プロセスの内部統制において、棚卸資産の実在性の検証として、実地棚卸の実施状況の評価する手続が計画されていましたが、通常棚卸資産を保管しない一部の拠点に対して実地棚卸が計画・実施されておらず、実在性が確認できない資産が会計帳簿に計上されていることを発見できなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の棚卸資産管理プロセスにおける実地棚卸の範囲を全拠点とし評価してまいりました。

しかしながら、全ての拠点について実地棚卸（預け在庫の確認手続含む）を実施すべきところ、特定の拠点において一部の手続が未了となっていることが識別されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

(業務プロセスに係る内部統制 (購買プロセス))

前連結会計年度に購買業務に係るプロセスのうち、仕入債務計上に関する内部統制として、未計上となっている証憑類から計上すべき取引の有無を確認する等の計上漏れを確認する統制手続が整備されていなかったことを開示すべき重要な不備として識別し、再発防止策としてヤシマ上海の購買業務における仕入債務計上に係る内部統制の強化を目的として、同社を重要な事業拠点とした上で、購買プロセスを評価対象に追加しました。

しかしながら、仕入計上の要件となる証憑類の具備に関するルールが、通常取引パターン以外の事例まで含めてカバーできておらず、特定の仕入先に対する購買取引において、仕入債務計上時期の誤りが識別されました。そのため、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備は当連結会計年度においても是正は完了していないと判断しました。

2. 事業年度末までに是正できなかった理由

事業年度末までに是正できなかった理由は、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備の一部が当連結会計年度においても是正されていない状況が、当連結会計年度末日後に把握されたことにあります。

3. 開示すべき不備の是正方針

<再発防止策>

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識しており、以下の通り再発防止策を設定・実行し、適切な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

当社

(決算財務報告プロセスに係る内部統制)

連結決算プロセスの点検事項について、当連結会計年度において開示すべき重要な不備に至った連携ミスにより会計処理誤りにつながった要因を踏まえて、連結決算チェックリストの更新を行う。また、連結決算プロセスの点検事項の追加・変更が必要な事象の有無を定期的に確認する手続を整備する。

連結子会社

(決算財務報告プロセスに係る内部統制)

残高確認手続を実施した結果、差異が識別された得意先に対して、相互に取引内容を確認するコミュニケーションを通じた差異の解消を適時適切に行い、必要な会計処理を行う手続を決算チェックリストの点検項目として追加し、運用する。

(業務プロセスに係る内部統制 (販売プロセス))

売上計上の証憑類具備のルールに関して、当連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行うとともに、通常取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

(業務プロセスに係る内部統制 (棚卸資産管理プロセス))

実地棚卸 (預け在庫の確認手続含む) の実施予定範囲と実施結果の報告経路を明確にし、照合手続を強化する。

(業務プロセスに係る内部統制 (購買プロセス))

仕入計上の証憑類具備のルールに関して、当連結会計年度において開示すべき重要な不備に至ったパターンを踏まえた更新を行うとともに、通常取引パターンと異なる事例の収集及び分析を通じてルールを定期的に更新する手続を整備する。

4. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響について

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に適切に反映しております。

5. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上